

需要に応じた作物生産に向けて

～ 水田をフル活用しバランスがとれた生産を～

令和2年産主食用米・非主食用米の「県域の生産目安」

米政策の見直しにより国による都道府県別生産数量目標の配分が廃止されましたが、本協議会では引き続き、需要に応じた水稻生産を推進するため、国や県の需要動向等を参考に令和2年産の「主食用米・非主食用米の生産量・面積（生産の目安）」を設定しました。

主食用米	加工用米	飼料用米	米粉用米	WCS用稲	その他	水稻計
123,615t	3,037t	2,855t	719t	—t	107t	130,333t
23,501ha	577ha	543ha	137ha	584ha [※]	21ha	25,363ha

※WCS用稲は種子用を除く

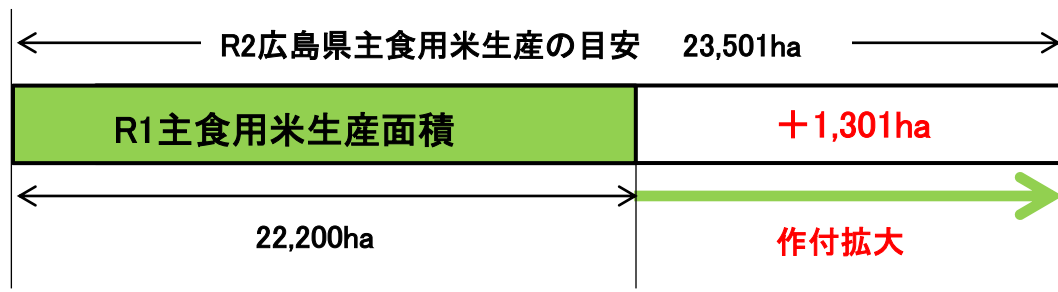
令和2年産の推進の方向

《主食用米》

主食用米の作付面積が減少しており、産地として生産量の確保が必要です。

事前契約など実需者や消費者と結びついた取組を強化しながら、まずは、生産の目安を目標に「主食用米」を作りましょう！

R2広島県生産の目安	R1生産面積	差
23,501ha	22,200ha	+1,301ha (+5.9%)



- ▶ 安定生産に向け、実需者・消費者との結びつき（契約生産）を強化しましょう。
- ▶ 収益確保に向け、収量性の高い品種の導入など実需者の求める量・品質に応じた栽培を行いましょう。
- ▶ あわせて、低コスト技術導入や複数品種での作期分散による機械の効率利用に取り組みましょう。

《非主食用米》

■ 需要に基づいた生産に取り組むことが重要です。

用途	R1作付実績	R2生産計画	必要増減	主な取組地域	取組の内容等
加工用米	357ha	577ha	+220ha	北広島, 安芸高田, 庄原, 三次, 三原, 世羅地域	・冷凍米飯向け(品種:アキヒカリ等)及び酒造用かけ米(品種:中生新千本等)を増加(+220ha)
米粉用米	112ha	137ha	+25ha	北広島, 三原地域	・県内製粉業者の需要に応じ拡大(+25ha)
飼料用米	332ha	543ha	+211ha	北広島, 三原, 庄原, 三次, 東広島, 世羅地域	・県内実需者の需要に応じ拡大(+211ha)

※種子用を除く

非主食用米・麦・大豆・飼料作物・園芸作物等への取組支援

■ 国による助成とあわせて、県の産地交付金（地域協議会でも支援している場合あり）においても、水田をフルに活用し、バランスのとれた生産が行えるよう作物作付の支援を行います。

農地中間管理事業を活用して農地集積した担い手への支援

【県の産地交付金助成内容の一例】

■ 令和元年9月1日から令和2年8月31日までの間に付け替えを含む農地中間管理事業を新たに活用し、農地集積した者で、当該年度に出荷・販売を目的として対象作物を生産する場合助成します。

対象作物	加工用米・WCS用稲・飼料用米・米粉用米・麦・大豆・飼料作物・キャベツ・アスパラガス・ほうれんそう・ねぎ・わけぎ・トマト・こまつな・ちんげんさい・しゅんぎく・みずな・きく・ぶどう・いちじく・レモン
------	--

省力化技術を導入した担い手への支援 【県の産地交付金助成内容の一例】

■ 非主食用米の生産において、水管理省力化技術または畦畔草管理省力化技術を新たに導入した場合助成します。

対象者	担い手: 認定農業者, 集落法人, 認定就農者(認定新規就農者を含む), 農業参入企業, 集落営農(規約・代表者の定め・共同販売経理を行う者(水田活用の直接支払交付金要件と同じ))
導入技術	①水管理省力化技術: 水管理支援システム ②畦畔草管理省力化技術: ラジコン草刈り機※ ※②の場合は、当該年度の水田における総作付面積が40ha以上の担い手が対象
対象作物	加工用米, 飼料用米, 米粉用米, WCS用稲

注: 単価は2月頃決定する予定です。また、今後、助成要件等が変更される場合がありますのでご注意ください。

作成: 広島県農業再生協議会

《問い合わせ先》広島県(広島市中区基町10-52 農業経営発展課 電話082-513-3557)
または、最寄りの地域農業再生協議会(各市町, 各JA)までお問い合わせください。